

交渉結果説明書

件名	2021年賃金確定等要求書	
提案日	令和3年11月10日	
提案の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の生活を守るため、月例給の水準を維持すること。 ・ 職員の生活を守るため、一時金の支給月数年間4.45月を維持すること。 	
交渉日	労使の別	主張の要旨
R3.11.16 R3.11.19 R3.11.24 R3.12.1 R3.12.14 R4.1.14 R4.1.18 R4.2.1 R4.2.9 R4.3.30	当局側	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度千葉県人事委員会勧告に準じ、民間との間に差があること等を踏まえ、期末手当の支給月数の引下げのため、令和3年流山市議会第4回定例会に「流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等」を上程したい。 ・ 令和3年の千葉県人事委員会勧告に準じ、令和3年12月期の期末手当の支給月数を0.15月引き下げ、令和4年度以降は6月期と12月期の期末手当の支給月数が均等になるようにしたい。
	職員団体側	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の生活を守るため、月例給の水準を維持すること。 ・ 職員の生活を守るため、一時金の支給月数年間4.45月を維持すること。

交渉結果（合意内容）

1 流山市一般職職員の給与改定について

- (1) 令和3年の賃金確定については、国の人事院勧告、千葉県人事委員会勧告を踏まえ、月例給については現行どおりとする。
- (2) 令和3年の千葉県人事委員会の勧告を受け、令和3年12月期の期末手当支給月数を1.275月から1.125月に引下げ支給をする（年間期末・勤勉手当支給月数4.45月から4.3月）。また、再任用職員については、令和3年12月期の期末手当支給月数を0.725月から0.625月に引下げ支給をする（年間期末・勤勉手当支給月数2.35月から2.25月）。
- (3) 令和4年度以降の6月期、12月期の期末・勤勉手当の支給月数が均等になるよう、それぞれ2.15月とする。また、再任用職員については、令和4年度以降の6月期、12月期の期末・勤勉手当の支給月数が均等になるよう、それぞれ1.125月とする。

2 流山市会計年度任用職員の給与改定について

- 令和3年12月期の期末手当の支給月数を1.275月から1.125月に引下げ支給をする。
- 令和4年度以降の6月期、12月期の期末手当の支給月数が均等になるよう、それぞれ1.2月とする。